

## 松下国際財団研究助成 研究報告

【氏名】浪本 浩志

【所属】神戸大学大学院 法学研究科(助成決定時)

【研究題目】WTO 補助金相殺措置協定の研究

### 【研究の目的】

本研究は、WTOの付属協定のひとつである補助金相殺措置協定(以下、補助金協定)の実体的な運用の検討を通じてその特徴を明らかにすることにある。補助金協定は、ダンピング防止措置やセーフガード措置等いわゆる通商救済措置を規定する協定と異なる点を有している。まず、補助金協定は他の協定と異なり通商救済措置の対象となる補助金と通商救済措置それ自体である相殺関税を同時に規律している。この構造が協定の性格をどのように性格づけているのか問題となる。また、農業補助金は農業協定による別規律が採用されており、補助金協定との相互関連性が問題となる。このように、補助金協定が内包する規律構造および農業協定を中心とした他協定との関連性を考察することで、補助金協定の特質を明らかにすることを目的としている。

### 【研究の内容・方法】

研究内容は、相殺関税の考察と農業補助金の規律に関する考察にわけた。本助成申請段階で、修士論文をベースとしたWTOで問題となる補助金の範囲に関する検討をすすめており、両者の考察はこの検討から出発することとなった。

相殺関税の考察は、以下の実体的要件の検討を中心におこなった。第一に、相殺関税の対象となる補助金の検討である。これには、上記補助金の範囲の問題や特定性要件、受益企業等の検討が中心となる。第二に、相殺関税額となる補助金額の算定問題を取り扱い、第三に、輸入国の国内産業の損害、補助金と損害との因果関係について検討した。これら実体的な規律の検討に加え、相殺関税の存在意義に関する学説を整理し、とりわけその意義に否定的な学説と現行WTOとの運用について考察した。

他方、農業補助金の規律については、農業協定で問題となる補助金の範囲の検討のほか、欧州や日本、米国といった主要国の農業補助政策を検討対象とした。また、ドーハ・ラウンドで議論されている新たな規律枠組みやそれに対する主要国の対策についても検討した。さらに、いわゆる休戦条項(農業協定13条)失効後の補助金協定と農業協定が重畳適用について検討した。

### 【結論・考察】

上記検討から以下の知見を得た。まず相殺関税については、対象となる補助金は広く捉えられること、相殺関税額となる補助金額の算定はその規定の不十分さにもかかわらず、比較的厳格な

規律となっていること、損害・因果関係要件はダンピング防止措置と同様の運用がなされており、規定文言によって規律の強さにばらつきがあることなどが明らかとなった。これらの規律のあり方は、一部の学説が唱える相殺関税の意義に関する懐疑論とは異なる傾向を提示しており、その位置付けについて更なる検討が必要であると考えている。

農業協定と補助金協定の関係については、特別法と一般法の関係にある。もっとも、ウルグアイ・ラウンド交渉妥結当時と現在では両者の関係性が近接化していると指摘できる。それは休戦条項(13条)の失効による農業補助金の補助金協定による規律や農業協定の基礎的ルールとして補助金協定が参照されるなど両者の調和的な解釈・運用が WTO 裁定によって明らかにされてきたからである。このことから、農業分野にかかる補助金の規律が基礎的な補助金ルールである補助金協定へと包摂される傾向にあり、いっそう補助金協定の重要性が高まっているといえる。